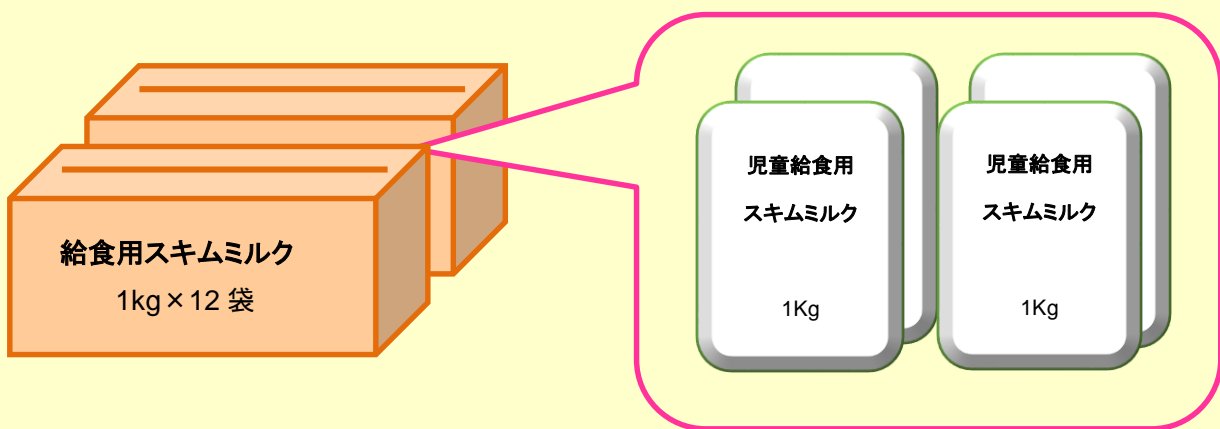


児童給食用スキムミルク（脱脂粉乳）について

皆様の保育園や児童福祉施設で使用している給食用スキムミルクは、
発育途上にある児童の心身の健全な発育に役立てるために
関税を免除して輸入されたものです。



保育園や児童福祉施設などの、児童が食べる給食用以外には使用できません。
給食に使用できなくなったり、他の保育園などへ移動する場合には、事前に税関で手続きが必要です。
また、数量管理のため帳簿を作成していただいております。
制度についてご理解いただき、**児童のため**にお役立てください。

